

(3) 実務経験証明書の証明者

実務経験の証明者については、経産省の通達により詳細に規定されていることから、以下においては、関係する通達の内容の抜粋を記述することとする。

【電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について】 (7資公部第409号 平成7年12月1日)

第一種電気工事士免状の交付申請の際に提出される実務経験証明書としては、次に掲げるものを有効とする。

- (1) 申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去に雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する書類。
- (2) 申請者が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であって、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められている者又は過去において認められていた者である場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類。
 - ① 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者。
 - ② 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者。
- (3) 次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類
 - ① (財)電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者。
 - ② 各都道府県電気工事工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者。
 - ③ 2以上の電気工事業者等
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、申請者が所要の実務経験を有する者であることを確実に証明する書類。

【電気工事二法に関する質疑応答】

(63資公技第1号 昭和63年12月19日)

Q1 実務経験証明書の証明者は、代表者でなければダメなのか？

A1 実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしているが、営業所長又は支店長等の実務経験の証明行為が委任され、委任状の提出があれば、その者でも差し支えない。

Q2 一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか？

A2 次のいずれかの書類で証明する。

- 1 2以上の電気工事業者等が証明する書類
- 2 電気工事工業組合等に参加している場合は、組合等が証明する書類
- 3 その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類
例：登録簿の謄本（主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明になる）
電気工事業法第26条の帳簿の写し（作業欄に氏名が記載されている帳簿に限る）

Q3 法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか？

A3 認められる。

		証 明 者
民間	会社	取締役社長、代表取締役
国家機関	官庁	局長（地方局の局長を含む）
	郵便局	郵政局長
	裁判所	所長
	国立図書館	館長
	食料事務所	食糧庁の長
	航空保安事務所	運輸省航空局長
	刑務所	刑務所長
	税関	税関の長
	印刷工場（印刷局）	工場長
	地方貯金局	局長
	自衛隊	内部部局は局長
	陸上自衛隊（部隊）	方面隊の長以上
	海上自衛隊（部隊）	自衛艦隊の長以上
	航空自衛隊（部隊）	航空総隊の長以上
	国立大学	学長
官庁附属研究所・試験所	所長	
地方機関	都道府県	知事、公営企業管理者
	区	区長
	市	市長、公営企業管理者
	管区警察局県通信部	県通信部長
	公立学校	都道府県教育委員会、教育長、学校長
その他	私立学校	理事長、学校長
	病院	院長
	日本道路公団	総裁、副総裁、理事
	NHK	各中央放送局長
	日本赤十字	支部長（都道府県）
	鉄道広済会	支部長
	日本国有鉄道清算事業団	理事長、支社長、資産管理部長、雇用対策部長